



2025/1/30

賃料滞納を理由とする建物収去土地明渡請求 について、料金を定型化しました。

弁護士法人グリーンリーフ法律事務所

これまで、グリーンリーフ法律事務所では、借借人の賃料滞納を理由とする建物収去土地明け渡し請求の場合、賃料に応じて、着手金・報酬金を定めておりましたが、速やかにご依頼いただき、手続に入れるようにするため、2025年1月から、料金を定型化しました。

土地を賃貸しており、借借人の滞納賃料にお困りの方は、お気軽にご相談ください。

業務内容の専門化・高度化を進め、常に顧客満足度の充足・向上を追及する弁護士法人グリーンリーフ法律事務所に、これからもご期待ください。

■概要■

法人名称：弁護士法人グリーンリーフ法律事務所（埼玉弁護士会）

住所：〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町一丁目11番地20大宮JPビルディング14階

TEL：048-649-4631（代表）

FAX：048-649-4632

代表弁護士：森田茂夫

ホームページ：<https://www.saitama-bengoshi.com/>